

## 西条市地域調査研究事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）が市内を拠点に地域調査研究を実施し、市民を対象にその成果を発信する取組を支援するため、予算の範囲内において、西条市地域調査研究事業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、西条市補助金等交付規則（平成16年西条市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(地域調査研究事業の定義)

第2条 この告示において「地域調査研究事業」（以下「研究事業」という。）とは、市内を拠点に地域調査研究を実施し、市民を対象にその成果を発信する事業をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、研究事業を実施する大学等とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、大学等が市内を拠点に実施する研究事業とする。ただし、国、地方公共団体、公益法人等（公益法人以外の民間団体を除く。）からの補助金等の交付を受け、又は交付を申請している場合は、補助金の対象外とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、別表に掲げるものとし、補助金の額は、各会計年度ごとに25万円を限度とする。

(補助対象の期間)

第6条 補助対象の期間は、会計年度とする。

2 補助金は、1の研究事業につき、連続して2箇年度まで申請することができる。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西条市地域調査研究事業支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業実施スケジュール
- (3) 収支予算書（様式第2号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、補助金の交付の要件に適合すると認めたときは、補助金の交付の決定を行う。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、西条市地域調査研究事業支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を速やかに申請者に通知する。

(交付の条件)

第9条 市長は、交付の目的を達成するため必要があるときは、交付決定の際に指示又は条件を付することができる。

(実績報告)

第10条 第8条の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、西条市地域調査研究事業実績報告書（様式第4号）に、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書（様式第5号）
- (3) 支払金額を証する書類（請求書又は領収書）の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の確定及び補助金交付請求)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、補助金の交付の要件に適合すると認めたときは、補助事業者から提出を受けた西条市地域調査研究事業支援補助金交付請求書（様式第6号）に基づき、補助金を交付するものとする。

(申請等に当たっての消費税等の取扱い)

第12条 第7条の規定により、補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）をするに当たっては、当該補助金に係る仕入れに関する消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに関する消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第10条の実績報告書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに関する消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに関する消費税等相当額が確定した場合には、その金額（同項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る西条市地域調査研究事業消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が規則第14条各号に該当し、又は第9条の指示又は条件に違反

したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年5月25日から施行する。

別表（第5条関係）

項目	説明
消耗品費	消耗品の購入に係る経費
報償費	外部講師の招へいに係る経費
旅費	移動に要する経費（外部講師含む）
使用料及び賃借料	自動車、会場等の借上げ等に係る経費
印刷製本費	教材、情報発信用資料等の作成に必要な経費